

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成28年 2 月 23 日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 議席の一部変更について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 諸般の報告について
- 日程第 5 市長招集挨拶並びに施政方針説明
- 日程第 6 議案第 1 号 愛西市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 号 愛西市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第 5 号 愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 6 号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 7 号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第 8 号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 9 号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 愛西市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 愛西市遺児手当支給条例及び愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例及び愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 市道路線の廃止について

- 日程第24 議案第19号 市道路線の認定について
- 日程第25 議案第20号 平成27年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 議案第21号 平成27年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第22号 平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第23号 平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第24号 平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第25号 平成27年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 議案第26号 平成28年度愛西市一般会計予算について
- 日程第32 議案第27号 平成28年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第28号 平成28年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第34 議案第29号 平成28年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第35 議案第30号 平成28年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第36 議案第31号 平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第32号 平成28年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第38 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第39 議会運営委員会委員の辞任について
- 日程第40 議会運営委員会委員の選任について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（20名）

1番	八木一君	2番	鬼頭勝治君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
5番	竹村仁司君	6番	高松幸雄君
7番	石崎たか子君	8番	吉川三津子君
9番	大野則男君	10番	山岡幹雄君
11番	大宮吉満君	12番	島田浩君
13番	杉村義仁君	14番	大島一郎君
15番	鷺野聡明君	16番	堀田清君
17番	大島功君	18番	河合克平君
19番	真野和久君	20番	加藤敏彦君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	加 藤 良 邦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	村 津 友 章 君
総 務 部 長	飯 谷 幸 良 君	企 画 部 長	佐 藤 信 男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 清 和 君	教 育 部 長	石 黒 貞 明 君
市 民 生 活 部 長	永 田 和 美 君	上 下 水 道 部 長	横 井 一 夫 君
消 防 長	飯 谷 修 司 君	福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	猪 飼 明 君
子 育 て 支 援 プ ロ ジ ェ ク ト 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	伊 藤 辰 明 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 敏 彦	議 事 課 長	加 納 敏 夫
書 記	山 田 宗 一	書 記	服 部 陽 介

午前10時00分 開会

○議長（鬼頭勝治君）

おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年3月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。本定例会開会前に、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、申し出を行った報道機関に限り撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議席の一部変更について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第1・議席の一部変更を行います。

本件については、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。ただいま御着席の議席とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

ただいま御着席の議席とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会議録署名議員の指名について

○議長（鬼頭勝治君）

日程第2・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、13番・杉村義仁議員、14番・大島一郎議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・会期の決定について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、平成27年12月22日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（大島 功君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る平成27年12月22日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日2月23日から3月18日までの25日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いを

いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月18日までの25日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月18日までの25日間と決定いたしました。会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・諸般の報告について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の近藤武議員、お願いいたします。

○3番（近藤 武君）

それでは、海部地区水防事務組合の報告をさせていただきます。

海部地区水防事務組合は、平成28年2月4日に日光川水防センターにおいて開催されました。

平成28年第1回定例会といたしまして、付議事件といたしまして、議案第1号：監査委員の選任につき同意を求めることについて（識見を有する者選出）であります。大治町の住田昭敏氏が選任されました。

議案第2号：海部地区水防事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。全員賛成で可決されました。

議案第3号：平成28年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出予算についてであります。予算総額2,862万9,000円であります。これも全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の11番・大宮吉満議員、お願いいたします。

○11番（大宮吉満君）

それでは、報告をさせていただきます。

愛知県後期高齢者医療広域連合平成28年第1回定例会が平成28年2月9日、ホテルメルパルクで開催されました。

付議事件といたしましては、発議第1号：愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、議案第1号：愛知県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について、議案第2号：行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第3号：愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公

表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号：愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議第1号から議案第4号まで全員賛成で可決決定されました。

議案第5号：愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数で可決決定されました。

議案第6号：平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）におきまして、補正額1億3,889万円、補正後の予算総額19億1,949万9,000円となり、全員賛成で可決決定されました。

議案第7号：平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）において、補正額98億4,765万1,000円、補正後の予算総額といたしまして7,697億778万4,000円で、全員賛成で可決決定されました。

議案第8号：平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、予算総額13億1,660万円で、全員賛成で可決決定されました。

議案第9号：平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算といたしまして、予算総額7,723億4,838万6,000円で、賛成多数で可決決定されました。

請願第1号：後期高齢者医療制度の改善を求める請願書におきましては、賛成少数で不採択となりました。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

御苦労さまでございました。

また、閉会中に庁舎建設等調査特別委員会が開催されておりますので、委員長より報告をしていただきます。

庁舎建設等調査特別委員長、お願いいたします。

○庁舎建設等調査特別委員長（山岡幹雄君）

庁舎建設等調査特別委員会の結果を報告いたします。

庁舎建設等調査特別委員会は、2月21日日曜日に統合庁舎完成記念式終了後に開催いたしました。

特別委員会は平成23年2月から設置され、5年間で16回行われてまいりました。その都度意見を伺ってきましたが、今回で庁舎等を終了したと考え、この段階で特別委員会を終了し、今後起きる問題等については所管の委員会で調査していただくことについて委員全員の了解をいただきました。統合庁舎建設に当たっては、関係各位の深い御理解に支えられて整備を図ることができました。今後は、この庁舎の統合が契機となり、まちづくりの拠点として市民の皆様にもますます愛されますよう、そして将来にわたり愛西市が発展することを願って報告いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

ただいまの特別委員長の報告のとおり、庁舎建設等調査特別委員会は所期の目的を達成いたしましたので、調査終了といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成27年10月から平成27年12月までに関する出納検査についての検査報告がありましたので、写しをお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第5・市長招集挨拶並びに施政方針説明

### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・市長招集挨拶並びに施政方針説明を議題といたします。

市長、お願いいたします。

### ○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに平成28年3月愛西市議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え、何かと御多用にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年最初の定例会に当たり、平成28年度予算並びに関連諸議案の御審議をお願いするに際しまして、市政運営に臨む所信の一端を述べさせていただき、御理解と御賛同を賜りたいと思っております。

私が市民の皆様へ御信任をいただき市長に就任してから2年9カ月が経過し、間もなく4年任期の最終年度を迎えようとしています。就任以来、将来の愛西市に責任ある礎を築くため、進める決断ととどまる勇気という基本姿勢で、本市が抱える多くの課題に対して決して目を背けることなく、愛西市の未来づくりに全力投球をまいりました。今日まで市政運営を進めてこられたことは、議員各位並びに市民の皆様方の格別なる御理解と御協力によるものと、心よりここに改めて深く感謝申し上げます。

我が愛西市は、平成17年4月に2町2村の合併により誕生し、現在、市制11年目に入っております。合併後、徐々に一体感が生まれつつありますが、確固たる礎を築くためには、さらなる努力が必要です。引き続き全力でさまざまな課題解決に取り組み、みずから先頭に立って、よりよい愛西市づくりに邁進する決意であります。

先日、統合庁舎が完成し、いよいよ全面供用開始を迎えます。市民の皆様方が利用しやすく、気軽に立ち寄ることができる庁舎、また防災拠点として災害時も機能を維持し、長く使い続けることが可能な庁舎であり、市民の皆様へ愛される庁舎になることを期待しております。

また、統合庁舎の全面供用開始にあわせて、組織・機構の見直しを進めてまいりました。愛西市自治基本条例の考えのもと、市民、地域などとの協働の仕組みづくりを推進するための市民協働部や、福祉、保険、医療などについて一体的なサービスを展開するための健康福祉部の創設など、市民ニーズに即応した行政サービスを展開できるよう、機能的でわかりやすい組

織・機構といたしました。4月からは新組織のもと業務の一体化、効率化を進め、さらなる市民サービスの向上に取り組みます。

また、職員一人一人の公務能力を向上させ、組織全体として、より市民の皆様方にわかりやすい行政サービスを提供できるよう努めるとともに、親しまれ、信頼される行政運営を目指し、今後も努力を重ねてまいります。

さて、国の動きに目を向けてみますと、地方創生の推進や国民総活躍社会の実現など、少子・高齢化、人口減少社会に向け、地域に活力を見出そうとしております。少子・高齢化の進展に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、首都圏への人口の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくための施策を総合的かつ計画的に実施することを目指した、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。

まち・ひと・しごと創生の推進に当たり、地方自治体は、地域の特性を生かした施策を主体的に実施することが今後重要になってまいります。本市におきましても人口減少、少子・高齢化の状況にあり、人口減少と地域経済縮小の流れに歯どめをかけ、市民の皆様が安心して暮らし続けることができるよう、愛西市まち・ひと・しごと創生に取り組んでいます。まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市における人口の現状を分析し、今後目指すべき方向と人口の将来展望を提示する愛西市人口ビジョン及び、実施すべき施策・事業をまとめた愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略を本年度中に策定いたします。市の特徴を生かし、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、その循環を支えるまちに活力を生み出していきたいと考えております。

また、来年度は、このたび策定する総合戦略を推進するとともに、その地方創生の内容にも呼応した平成30年度を初年度とする新たな総合計画の策定に着手いたします。第1次総合計画のもとに進めてまいりましたこれまでの愛西市政を振り返り、本市の将来像とまちづくりの基本方針を明らかにし、社会経済情勢の変化にも対応できる計画を検討してまいります。

地方分権の進展により、地方自治体の役割と責任が増大し、自治体はみずからの責任において行政経営を行うことが必要になってきました。そのような背景の中、昨年4月1日に愛西市自治基本条例を施行いたしました。人々が和み、心豊かに暮らすまち愛西市を次世代に引き継ぐためには、行政のみならず、市民の皆様、そして愛西市にかかわる全ての方々が互いに尊重し、役割を分担し、公共的な問題の解決に当たる協働のまちづくりを進めていかなければならないと考えており、その仕組みづくりに少しずつ取り組んでいるところです。「市民協働」を合い言葉に、みずから行動できる地域づくり、人づくりを進め、また市民の皆様方にも少しずつ応分の負担をお願いしながら、市民と行政が一体となった愛西市づくりに真摯に向き合っていかなければならないと考えております。

財源確保・地域活性化の施策として現在取り組んでおります企業誘致につきましては、昨年末から県企業庁による南河田工業団地の造成工事が着手されました。今まで以上に着実に前進させられるよう取り組んでおります。引き続き、造成工事、インフラ工事が順調に推進される

よう関係機関と協力していくとともに、市内の雇用に対するニーズにお応えできるよう、企業誘致に向け積極的にPR活動などを行っていきたいと考えております。今後は、周辺環境との調和を図りつつ、本市の産業活性化を担う新たな産業拠点となる工業地の形成に努めてまいります。

次に、平成28年度予算編成についてであります。

このたびの予算編成につきましては、私のマニフェストでもあります将来展望、防災について、医療・介護の徹底の3つを柱にし、行政改革第3期推進計画で定められた一般会計予算を190億円規模とする目標を踏まえ、財源の積極的な確保を図るとともに、不要不急の経費の節減、事務事業の見直しなど歳出の抑制に努め、本市の状況と将来を見据えた行政改革を進め、議員各位や市民の皆様方からの御意見などを検討し、持続可能な愛西市づくりのための編成とさせていただきます。

1点目の将来展望につきましては、本市を取り巻く状況は、少子・高齢化、人口減少が進行し、支える側の生産年齢人口は減少し、支えられる側が増加しており、自主財源が乏しく、歳入を地方交付税などの依存財源に頼っている状況であります。国において地方交付税改革が進められ、その規模の縮小が図られており、今後さらに財源の厳しさを増すことが予想されます。また、合併によるメリットであった合併算定がえが終了し、平成28年度からは地方交付税の段階的な縮減期間に入ることから、今後、歳入減少に対する対策が急務となっております。

この状況を打開し、愛西市が持続可能な市であり続けるためには、現状を十分に把握し、将来を見据えた計画づくりが必要となってまいります。また、前例にとらわれることなく、事務事業等の見直しを引き続き進めていかなければなりません。

今年度、公共施設の使用料及び各種補助金などの見直し作業に取り組んでおります。見直しに当たりましては、広報や全戸配布チラシ、団体説明やパブリックコメントにより市民の皆様方に御説明をさせていただき、御意見をいただきながら進めてまいりました。

現在、平成28年度と29年度を計画期間とする行政改革第4期推進計画の策定を進めております。第4期推進計画では、取り組み項目を大幅に拡充し、全庁挙げて行政改革を推進してまいります。来年度も引き続き、予算規模の適正化を最優先とした事業・サービスの見直しを行い、予算を削減しながらもサービスは低下させないという、大変難しく厳しい取り組みに全職員が結束し総力を挙げて邁進してまいります。

同一目的や、ニーズ変化による事業の統合や終了なども視野に入れた各事務事業の見直しに取り組み、「あれもこれも」から「あれかこれか」の意識改革を行ってまいります。目まぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応できる先見性と豊かな発想力を備え、スピード感のある市政運営を行い、持続可能な愛西市づくりに努めてまいります。

また、市のイメージアップを図り、住みたいまち、行ってみたいまちに選んでいただけるよう、他に誇れるすぐれた事業のアピールも積極的に行ってまいります。特に現在力を入れており一定の評価をいただいている子育て支援事業につきましては、愛西市子育て応援プランを策定し、新たな施策に取り組むとともに、現在も実施中の充実した子育て支援事業を市内外に積

極的にアピールしていきたいと考えております。

行政改革の一環として、公共施設のあり方の検討にも取り組んでおります。本市の公共施設は全体的に老朽化が進んでおり、将来に向けて施設の管理、大規模改修、建てかえなどに多額の費用が必要となるという大きな問題を抱えております。この施設の更新等に必要な費用は、現状の財政状況で対応できる範囲を大きく超える見通しであり、このまま対策をとらなければ、近い将来において施設運営や行政サービスの提供に大きな支障が生じることは明らかなです。先ほども申し上げましたが、本市の財政状況は大変厳しい状況にある中で、施設運営経費、改修経費及び将来的な更新費用の面から、公共施設の見直しは重要課題であると認識しております。

今後も行政サービスを安定的に提供していくためには、中・長期的な視点に立って今後の公共施設のあり方について検討し、次世代へ過度な負担を残すことは避けなければなりません。特に合併以前に整備した施設の中には重複しているものもあるため、一定の期間を設けて統廃合を進め、本市に見合う施設規模にしていく必要があります。

このような背景から、現在、公共施設等総合管理計画の策定を進めているところであります。公共施設などの全体を把握し、長期的な視点を持って、公共施設などの更新、統廃合、長寿命化などを効率的かつ計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化をするとともに、適切な配置の実現を推進し、市民福祉の向上を図ってまいります。

教育委員会におきましては、子供たちによりよい教育環境を提供するため、小・中学校の適正規模などについて検討を進めております。本年度は、小中学校適正規模等検討協議会を設置し、昨年度に策定いたしました愛西市立小中学校適正規模等基本方針に基づいて、基本計画の策定を進めております。

策定を進めるに当たっては、昨年10月から11月にかけて市内各所で地域懇談会を実施し、市の基本方針をお伝えするとともに、市民の皆様の御意見や地域ごとに抱える課題を伺う機会を設けました。来年度は、基本計画策定に向け、協議会においてもさらに具体的な議論を進めていきます。地域の皆様と学校、行政が互いに協力することで、児童・生徒にとって何が一番必要かを考えていかなければならないと考えております。今後も引き続き、市民の皆様の御協力のもと十分に検討しながら、将来を見据えた計画づくりを進めてまいります。

2つ目の防災につきましては、東日本大震災から間もなく5年が経過しようとしております。被災地では、公共インフラの復旧は進んでいる一方で、いまだに多くの人々が仮設住宅などでの不自由な暮らしを強いられているなど、まだまだもとの生活を取り戻せずにいると聞いております。毎年、全国各地で頻発する自然災害ですが、昨年も関東・東北地方において記録的な大雨により河川が氾濫するなど、甚大な災害が発生いたしました。

過去の災害の経験と教訓を忘れてはなりません。幸い、私どもが暮らすこの地域では、近年、大きな災害は発生していませんが、大規模・多様化する災害に対して備えなければなりません。南海トラフを震源域とする巨大地震の発生が危惧されておりますが、これまでの教訓から、一たび災害が発生すると被害は一自治体だけでは終わらず、避難、救助など広域的な対応が行政に求められることは必至であります。今後、中・長期を見据えた広域的総合防災体制の構築を

図っていくため、組織改編及び統合庁舎への職員の集約に伴う防災体制を再構築し、災害対応力の体制強化を進めていきたいと考えております。

また、新聞報道などもされました、旧永和荘用地が県の広域防災拠点の整備候補地として選定されたところであります。木曾三川下流部における浸水被害から広域的な救助活動に主眼を置いた拠点としての役割を担うものであり、本市といたしましても県との連携を密にし、この拠点施設の整備が順調に進みますよう、できる限りの協力を行っていきたいと考えております。

一方で、このような行政による対策、いわゆる公助だけで災害による被害を最小限に抑えることはできません。今年度のタウンミーティングでは、昨年のアンケート結果を参考にし、関心の高かった防災についてのお話をさせていただき、ともに考える機会を持ちました。災害時に最も重要で大切なことは、市民一人一人が、まずは自分の身は自分で守り、自分たちの地域は自分たちでともに助け合い守るという自助・共助の意識を持ち、行動することと考えております。

自然災害の発生をとめることはできませんが、事前に防災対策をしておくことで被害を軽減させることはできるはずです。今年度完成します地震防災マップを活用した啓発事業や、地区防災訓練の支援など、自助・共助を後押しする取り組みを進めております。また、大規模地震発生後の浸水被害から市民の命を守るため、市民の皆様一人一人が主体的に迅速かつ適切に避難行動がとれることを目的とし、来年度に津波避難計画の策定に着手いたします。今後も引き続き、これらの取り組みを通じ、自助・共助の精神をより強固なものとし、いざというときに行動できる地域づくりに、市民の皆様とともに災害犠牲者ゼロを目指して取り組んでいきたいと考えております。

3つ目の医療・介護の徹底につきましては、健康寿命の延伸に取り組み、市民の皆様方が健康に生活できる愛西市を目指しております。

本市の死因第1位であるがんの早期発見・早期治療を図るため、がん検診の受診率向上の取り組みに引き続き力を入れていきたいと考えております。本市においても乳がん、子宮がんは若い世代に発見されておりますが、受診率が低い状況を踏まえ、平成28年度は乳がん、子宮がん検診の受診率向上に重点を置き、女性検診日を創設し、受診しやすい体制づくりを進めていきたいと思っております。

また、健康づくりに取り組みながらポイントをため、一定のポイントをためることにより特典が受けられる、あいさい健康マイレージ事業を昨年度より行っております。この事業により検診受診者の拡大と定着化につなげていくとともに、市民、事業所などの協力も得て、地域ぐるみで健康づくりに取り組む環境づくりを進めてまいります。今後も、市民の皆様一人一人がいつまでも健康に生き生きと暮らせるために、みずからの健康状態を把握できる体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上、3つのマニフェストを柱に、地方交付税の減額など本市を取り巻く厳しい財政状況の中にあっても、市民の皆様への負託に応えるため、歳入では、交付税や国・県補助金など財源確保に努めるとともに、歳出では、あれもこれもではなく、あれかこれかという視点で事務事業

の見直し及び重点化、効率化を図り、持続可能な行政運営を念頭に平成28年度予算編成作業に取り組んだところであり、一般会計予算は190億円規模となっております。

行政のみではなく、市民と行政が協働して、よりよい愛西市を目指し、将来の愛西市に責任ある礎を築くため、進める決断ととどまる勇気との基本姿勢で市政運営を進めていきたいとの考えを申し上げ、所信の一端を述べさせていただきました。

なお、本定例会に上程させていただいております平成28年度当初予算につきましては、一般会計、特別会計などを合わせた予算総額は373億2,504万9,000円で、前年比3.2%減となっております。一般会計予算では199億4,800万円で、前年比6.4%の減となっております。予算の詳細につきましては概要書に記載をさせていただいておりますので、ごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

今後、よりよい愛西市実現のため、議員各位並びに市民の皆様方の一層のお力添えをお願いし、施政方針といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第1号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第1号：愛西市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。

議案第1号：愛西市行政不服審査会条例の制定について。

愛西市行政不服審査会条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、行政不服審査法の施行に伴い、愛西市行政不服審査会の組織及び運営に関する必要な事項を定める必要があるからでございます。

それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。

今回この条例を制定するに当たりましては、行政不服審査法の全部改正が平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行されることによるものでございます。

改正の主な内容でございますが、①といたしまして、不服申し立ての種類の一元化、これは審査請求に一元がされるものでございます。これは議案第2号にかかわってまいりますので、またよろしくお願いをいたします。②といたしまして、処分に関与していないなど、一定の要件を満たす審理員が審査請求の審理を行う。③といたしましては、審理員が行う審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性、公正性を確保するため、審査庁は、条例で設置する附属機関（第三者機関）に諮問しなければならないと定められました。流れが下の図のようになっておりますが、この第三者機関というのが今回お願いをさせていただいております愛西市の行政不服審査会でございます。

それでは本文に戻っていただきまして、愛西市条例、愛西市行政不服審査会条例、第1条は趣旨でございます。この条例は、行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、愛西市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条、組織でございますけれども、審査会は、委員5人以内をもって組織する。

第3条については、委員について定めております。委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関してすぐれた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。第2項で、委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。第3項では、委員は、再任されることができる。

第4条は、委員の守秘義務について定めております。委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第5条、審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。第2項、会長は、会務を総理し、審査会を代表する。第3項、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第6条は、会議について定めております。審査会は、会長が招集する。第2項、審査会においては、会長を議長とする。第3項は、審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。第4項、審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。第5項、委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

第7条につきましては、委任でございます。この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。また附則の第2項で、最初に開催されます審査会は、市長が招集する。附則の第3項では、愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で、行政不服審査会の委員について追加をしております。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第2号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・議案第2号：行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第2号：行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定めるものとする。

本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備をする必要があるからでございます。

今回、旧条例の一部改正を一括でお願いするものでございます。

それでは、資料の新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条関係は、愛西市情報公開条例の一部改正でございます。行政不服審査法により「不服申立て」が「審査請求」に統一されること等によりまして、関係条文の整理改正をするものでございます。

同じく6ページをお願いいたします。

第2条関係におきましては、愛西市個人情報保護条例の一部改正でございます。こちらも「不服申立て」が「審査請求」に変わることが主なものでございます。

続きまして10ページをお願いいたします。

こちらは第3条関係、愛西市行政手続条例の一部改正でございます。「異議申立て」を削り、「採決、決定」を「裁決」に改めるものでございます。

11ページは、第4条関係、愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。こちらも「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

12ページをお願いいたします。

12ページは、第5条関係、愛西市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。法が改正されたことによります条文の改正でございます。

13ページ、第6条関係でございますが、愛西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。こちらも法の改正によりまして関係する条文を改正するものでございます。

15ページをお願いいたします。

こちらは第7条関係で、愛西市税条例の一部改正でございます。「不服申立て」を「審査請求」に改正するものでございます。

16ページをお願いいたします。

第8条関係、愛西市手数料条例の一部改正でございます。行政不服審査法の規定による書面やその写しを交付する場合の手数料を定めたものでございます。

最後、18ページ、愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございます。これは「異議申立て」を「審査請求」に改正するものでございます。

以上、旧条例の改正でございます。

それでは、本文に戻っていただきたいと思います。

本文の6ページをお願いいたします。一番下段でございます。

附則、施行期日でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第3号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第 8・議案第 3 号：愛西市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第 3 号について御説明を申し上げます。

愛西市職員の退職管理に関する条例の制定について。

愛西市職員の退職管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、退職管理の適正を確保するための措置を講ずる必要があるからでございます。

こちらにつきましては、資料をごらんいただきたいと思っております。

今回の条例を制定するに当たりましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布されまして、平成28年4月1日から施行され、地方公務員の退職管理の適正の確保が規定されることによるものでございます。

本文に戻っていただきまして、1 ページをお願いいたします。

趣旨でございます。第 1 条、この条例は、地方公務員法第38条の 2 第 8 項及び第38条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条は、再就職者による依頼等の規制について定めてございます。法第38条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者のうち、同条第 8 項の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長または課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前についていた者は、当該職についていたときに在職していた執行機関の組織等の役職員または法第38条の 2 第 8 項の役職員に類する者として規則で定める者に対し、契約等事務であって離職した日の 5 年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼してはならない。

第 3 条は、任命権者等への届け出について定めております。管理または監督の地位にある職員の職として規則で定めるものについている職員であった者は、離職後 2 年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位についた場合または営利企業の地位についた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職またはこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 9・議案第 4 号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第 9・議案第 4 号：愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部

改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

議案第4号：愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について。

愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の改正によりまして、人事行政の運営等の状況の公表事項が改正されること及び条例を規定する根拠となる地方公務員法の条項等が変更されることに伴い、改正する必要があるからでございます。

今回、4条例の一部改正を一括してお願いするものでございます。

資料の新旧対照表をごらんください。

1ページ、第1条関係でございますが、愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。第3条第2号に職員の人事評価の状況を、第5号に職員の休業に関する状況を、そして第8号に職員の退職管理の状況を加えるものでございます。

続いて2ページをお願いいたします。

こちらは第2条関係でございますが、地方公務員法の条ずれを改正するものでございます。愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

そして、3ページをお願いいたします。

こちらは、愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。先ほどと同じように、公務員法の条ずれを改正するものでございます。

4ページにつきましては、愛西市職員の給与に関する条例の一部改正、いずれも地方公務員法「第24条第6項」を同法「第24条第5項」に改正するものでございます。

それでは、本文のほうに戻っていただきまして、1ページの一番下でございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第5号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・議案第5号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第5号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び学校教育法の改正に伴い、改正する必要がある

るからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。これは、地方公務員法の改正による項ずれを改正するものでございます。

第8条の3第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。これは、学校教育法の改正で小・中一貫校である義務教育学校が追加されたことにより、改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第11・議案第6号（提案説明）

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・議案第6号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

議案第6号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、労働者災害補償保険法による年金たる給付と同一の事由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に、労働者災害補償保険法による年金たる給付に乗じる調整率が変更となることにより地方公務員災害補償法施行令が改正することに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表、傷病補償年金の項及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

ここで休憩をとります。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第7号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・議案第7号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

議案第7号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成27年8月6日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当を改正するに伴い、改正する必要があるからでございます。

今回、関係する4条例の一部改正を一括でお願いするものでございます。

資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

1 ページ、第1条関係につきましては、愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。人事院勧告によりまして、期末手当の率の「100分の162.5」を「100分の167.5」にするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

同じく1条関係で、愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。市長、副市長の期末手当の率を「100分の162.5」から「100分の167.5」に改正するものでございます。

3 ページにつきましては、第2条関係で、愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。同じように、期末手当の率を「100分の162.5」から「100分の167.5」に改正するものでございます。

4 ページをお願いいたします。

第3条関係で、愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正するものでございます。経過措置の改正でございます。ここまでは平成27年4月1日にさかのぼって適用がされます。

5 ページから7ページにつきましては、第4条関係でございます。愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、それと6ページが愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正、7ページが愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。いずれも期末手当の率を、6月期にあつては100分

の150に、12月にあっては100分の165に改正するものでございます。この4条関係につきましては平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第8号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第13・議案第8号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

議案第8号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成27年8月6日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、初任給調整手当及び勤勉手当を改正するに伴うもの、等級別基準職務表を条例で規定化するように地方公務員法が改正されること及び人事評価制度の導入に伴い、改正する必要があるからでございます。

こちらにつきましては、資料2でございます、愛西市の職員に関する条例の一部改正の概要で説明をさせていただきたいと思っております。

第11条第1項第1号、初任給調整手当の改正についてでございますが、こちらは、医療職給料表の改定状況を勘案し、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員補充が困難と認められる職に対する上限手当の引き上げを行うものでございます。

続きまして、第21条第2項第1号、一般職員の勤勉手当の改正でございます。「1.5カ月分」を「1.6カ月分」と、0.1カ月分を引き上げるものでございます。28年度からは6月期の勤勉手当が0.8カ月、12月の勤勉手当も同じく0.8カ月とするものでございます。

第21条第2項第2号は、再任用職員の勤勉手当の改正でございます。「0.7カ月分」を「0.75カ月分」と、0.05カ月分引き上げるものでございます。こちらでも28年度からは6月期が0.375、12月期も同じく0.375カ月分に改正するものでございます。

2ページをごらんください。

別表第1、別表第2及び別表第3の給料月額の改定でございますが、行政職給料表で、平均改定率につきましては0.4%の増加でございます。次に、地域手当の改正でございます。平成27年度は4%から5%に、そして平成28年度からは6%に改正をするものでございます。

それでは、今回の改正でどうなるか、モデルケースで見たいと思っております。

資料3のモデルケース、下の表をごらんください。30歳の主事の場合、配偶者、子供1人を扶養の場合でございます。年間の給与総額につきましては、改正前が386万1,053円であったものが改正後は396万2,259円となりまして、10万1,206円の差額となります。また、56歳の課長

職で配偶者と子供2人を扶養の場合、年間給与総額につきましては、改正前が796万7,023円であったものが改正後は809万670円となりまして、12万3,647円の差額となります。全体の影響額といたしましては、給料月額で1,211万2,000円、地域手当が4%から5%になることによりまして2,680万3,000円、勤勉手当の改正で1,967万2,000円となるものでございます。

本文に戻っていただきまして、本文の12ページ、附則でございます。施行期日、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。附則の第2項といたしまして、第1条の規定による改正後の愛西市職員の給与に関する条例の規定は平成27年4月1日から適用する。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第9号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第14・議案第9号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

議案第9号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成27年8月6日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当を改正するに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、第1条、愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。1号給から5号給まで1,000円の増額でございます。

第9条第2項中、勤勉手当の率を「100分の155」から「100分の160」に改める。

附則の第2項中にありますように、第1条関係は平成27年4月1日から適用するものでございます。第2条につきましては、勤勉手当の率を6月に支給する場合は100分の122.5に、12月に支給する場合には100分の157.5に改正するものでございます。

附則といたしまして、この改正は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第10号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第15・議案第10号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

議案第10号：愛西市税条例の一部改正について。

愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名で  
ございます。

提案理由といたしましては、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが図られ、  
個人番号の記載を不要とすることによって本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減するため、  
改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市税条例の一部を次のように改正する。

第51条第2項第1号を次のように改めるといことで、こちらは、申しわけございません、  
新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。市民税の減免について定めたものでございまし  
て、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴い、減免申請書の記載事項から個  
人番号を削除するものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思ひます。

第89条につきまして、軽自動車税の減免について定めたものでございますが、こちら第51  
条の改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

第139条の3につきましては、特別土地保有税の減免について定めたものでございまして、  
減免申請書記載事項から個人番号を削除するものでございます。

それでは本文の1ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の  
日から施行する。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第11号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第16・議案第11号：愛西市福祉事務所設置条例の一部改正についてを議題といた
します。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

それでは、議案第11号について御説明させていただきます。

愛西市福祉事務所設置条例の一部改正について。

愛西市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の
提出、市長名でございます。

提案理由としましては、福祉事務所の位置の変更を行うため、改正する必要があるからで
ございます。

1枚おめくりいただきまして、愛西市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、第2条に位置を定めておりますが、「愛西市諏訪町池埋500番地

の1」を「愛西市稲葉町米野308番地」に改めるもので、佐織庁舎のほうから愛西市役所へ移転するものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第12号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第17・議案第12号：愛西市遺児手当支給条例及び愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

それでは、議案第12号について御説明申し上げます。

愛西市遺児手当支給条例及び愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について。

愛西市遺児手当支給条例及び愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、学校教育法の改正により義務教育学校が創設されたことに伴い、改正する必要があるからであります。

おめくりをいただきまして、愛西市遺児手当支給条例及び愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例、第1条が愛西市遺児手当支給条例の一部改正、第2条が愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正であります。

それでは恐れ入りますが、議案第12号資料の新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

初めに資料1ページ、第1条関係、愛西市遺児手当支給条例の一部改正新旧対照表をお願いします。

第2条第1項は、遺児の定義でございますが、18歳に達した日の属する年度以降も条例で規定する学校に在学する者を遺児の対象とするに当たり、従来の中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部に、新たに創設されました義務教育学校の後期課程を加えたものでございます。

続きまして2ページ、第2条関係、愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正新旧対照表をよろしく申し上げます。

第2条第1項第1号は、受給資格者の定義でございますが、18歳に達した日の属する年度以後も条例で規定する学校に在学する者を扶養児童の対象とするに当たりまして、従来の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、中学部に、新たに創設をされました義務教育学校の前期課程、後期課程を加えたものでございます。

恐れ入りますが、本文にお戻りをお願いします。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するというものであります。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第13号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第18・議案第13号：愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

議案第13号：愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、愛知県道路占用料条例の改正に伴い、公共物占用料及び道路占用料の額等を改正する必要があるためであります。

それでは、議案第13号の資料、愛西市公共物管理条例の一部改正新旧対照表をごらんください。

別表、第7条の関係について、占用物件の種類として、柱類を設置する場合、第1種電柱から第3種電柱、第1種電話柱から第3種電話柱、その他の柱類の占用料が、1本1年につき占用料が改正後の単価となります。電線類を設置する場合につきましては、共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類について、長さ1メートルにつき1年おのの改正後の単価となります。管類を設置する場合におきましては、外径が0.07メートル未満のものから1メートル以上のものにつきまして、おのの長さ1メートル1年につき改正後の単価となります。看板を設置する場合につきましては、表示面積が1平方メートル1年につき「2,300円」が「2,100円」に改正となります。工事用施設等を設置する場合は、占用面積1平方メートル当たり1月につき「230円」が「210円」に改正となります。

続きまして、愛西市道路占用料条例の一部改正新旧対照表をごらんください。

第4条中の(9)の電気事業法の「第2条第1項第10号」に規定する電気事業者が「第2条第1項第17号」に改正となります。

別表において、法第32条第1項第1号に掲げる工作物の第1種電柱から第3中電柱、第1種電話柱から第3種電話柱その他柱類までは、1本1年につき占用料が改正後の単価となります。共架電線その他上空に設ける線類、地下に設ける電線その他の線類については、長さ1メートル1年につき、おのの改正後の単価となります。路上に設ける変圧器につきましては、1個1年につき「740円」が「680円」となります。地下に設ける変圧器につきましては、占用面積1平方メートル1年につき「450円」が「410円」となります。変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所、郵便差出箱及び信書便差出箱については、1個1年につき改正後の単価となります。広告塔につきましては、表示面積1平方メートル1年につき「2,300円」が「2,100円」に改正となります。

円」、その他のものについては、占用面積1平方メートル1年につき「1,500円」が「1,400円」となります。

次に、法第32条第1項第2号に掲げる物件で、外径が0.07メートル未満のものから外径が1メートル以上のものが、おのおの長さ1メートル1年につき改正後の単価となります。法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設は、占用面積1平方メートル1年につき「1,500円」が「1,400円」となります。法第32条第1項第3号及び第5号に掲げる施設は、上空に設ける通路、地下に設ける通路、その他のものにおいて、占用面積1平方メートル1年につき改正の単価となります。法第32条第1項第6号に掲げる施設は、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの、占用面積1平方メートル1日につき「23円」が「21円」、その他のものについては占用面積1平方メートル1月につき「230円」が「210円」となります。

看板、標識、旗ざお、幕、アーチにつきましては、改正後の単価となります。令第7条第2号に掲げる工作物、令第7条第3号に掲げる施設、同じく第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料、令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物、同じく12号に掲げる器具につきましては、改正後の単価となります。

附則といたしまして、この条例の施行につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第19・議案第14号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第19・議案第14号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○消防長（飯谷修司君）

それでは、議案第14号：愛西市火災予防条例の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。

愛西市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、改正する必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、愛西市火災予防条例の一部を次のように改正するものであります。

1から13ページは別表となっておりますが、はねていただきまして、内容につきましては資料の新旧対照表で説明させていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

資料5ページの中段の厨房設備並びに資料10ページの中段と11ページの中段、ともに調理用

器具の欄にガスグリドルつきこんろを別表第1への追加であり、家庭用ガス燃焼機器のJIS規格にガスグリドルつきこんろが追加され、今後、市場に多数流通することが予想されることを踏まえ、当該機器に係る離隔距離について、別表第1に、こんろ及びグリルつきこんろに係る離隔距離と定められました。

また、資料12から13ページにわたる電気調理用機器の欄の電磁誘導加熱式調理器、いわゆるIH調理器の最大入力値を5.8キロワットに引き上げ、入力値が5.8キロワットである電磁誘導加熱式調理器が主流となってきたことを踏まえ、別表第1において、離隔距離を規定している電磁誘導加熱式調理器について、こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器である場合に限り、最大入力値を4.8キロワットから5.8キロワットに引き上げることといたしました。

なお、最大入力値が5.8キロワット以下の当該機器に係る離隔距離については、最大入力値が4.8キロワット以下の当該機器に係る従来の離隔距離と同距離とし、あわせて14ページ上段に、電子レンジの欄を別表第1へ追加する一部改正です。

本文に戻っていただきまして、13ページです。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第15号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第20・議案第15号：愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（佐藤信男君）

それでは、議案第15号：愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由につきましては、公共施設使用に係る市民負担の公平性を図ることを目的に、コミュニティセンターの使用料等を改めるため、関係条例を改正する必要があるからでございます。

内容の説明の前に、今回の条例の一部改正につきましては、行政改革推進計画に基づき事務事業の見直しを進める中で、合併後、使用料の見直しがされておらなかったこと、地方交付税が段階的に縮減されることなどの状況から、見直しを進めさせていただきました。今回は、使用料だけの見直しとさせていただきます。したがって、使用する時間帯など見直しは行っておりません。設定金額につきましては、愛西市の使用料の見直し方針に基づき、施設の

維持管理に係るコスト計算を行い、施設の公共性に応じた一定のルールにより算定をさせていただきました。

それでは、議案第15号の資料のほうをごらんください。

1 ページをごらんください。

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表の第1条関係でございます。右側が改正前で、左側が改正後であります。

まず部屋の区分欄ですが、改正後は、会議室名ごとに分けさせていただきました。金額欄では、見直し方針に沿って算定させていただきました。また、下段の使用料の特例については、内容の変更はありませんが、字句の整理をさせていただきました。

2 ページをお願いいたします。

愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表、第2条関係でございます。

内容につきましては、改正後は、永和地区及び西保地区防災コミュニティセンターそれぞれ施設名ごとの表示とし、部屋の区分に関しても、それぞれの名称で表示させていただきました。また、金額に関しても、それぞれ計算された金額でございます。下段の永和地区及び西保地区防災コミュニティセンター使用料の特例に関しましては、内容の変更はありませんが、字句の整理をさせていただきました。

次に、2 ページから3 ページにまたがりませんが、立田南部地区及び立田北部地区防災コミュニティセンターの使用料についてでございます。2 ページの右の一番下に使用料がありますが、3 ページの右上に延長1時間につき500円とありますが、これは通常の使用料金の2倍となっておりますが、改正後は通常料金とさせていただきました。また、2 ページの右下から3 ページの右上に冷暖房使用料1時間につき400円とありますが、改正後は、他の施設の会議室の取り扱いに合わせて、別途徴収しないこととさせていただきました。その他、改正後は、それぞれ施設名ごとの表示と、部屋区分に関しても、それぞれの名称で表示させていただきました。金額に関しても、それぞれ計算された金額でございます。

引き続き、3 ページの右側でございます。

佐織地区地域防災コミュニティセンターの使用料についてでございます。

改正前の佐織地区地域防災コミュニティセンターの使用料の中で、一番右の使用料で午後9時から午前9時とありますが、これは通常の使用料金の2倍となっておりますが、改正後は通常料金とさせていただきました。

次に、4 ページから6 ページにまたがりませんが、改正後で、勝幡地域、町方地域、川渕地域、草平地域、藤浪地域のそれぞれの防災コミュニティセンターは、表示は従来と同様とし、金額はそれぞれ計算された金額でございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

左側の佐織地区地域防災コミュニティセンター使用料の特例につきましては、内容の変更はありませんが、字句の整理をさせていただいております。

最後に、本文条例に戻っていただき、5ページをお願いいたします。

附則であります、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則の第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第21・議案第16号（提案説明）

### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第21・議案第16号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、議案第16号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について説明を申し上げます。

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由につきましては、公共施設使用に係る市民負担の公平性を図ることを目的に、公民館等の使用料等を改めるため、関係条例を改正する必要があるからでございます。

今回、5つの条例改正を一括でお願いしております。内容説明につきましては、次ページからの一部を改正する条例及び別添議案第16号資料の新旧対照表に基づき説明をさせていただきますが、その前に全体に係る内容を御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、将来にわたり持続可能な行政運営を目指すため、事務事業の見直しを進める中で、合併後、使用料の見直しがされておらなかったことなどの状況から見直しを進めさせていただきましたが、今回は使用料だけの見直しとさせていただきました。したがって、使用する時間帯などから見直しは行っておりません。設定金額につきましては、愛西市の使用料の見直し方針に基づき、施設の公共性に応じた一定のルールにより算定をさせていただきました。

それでは、議案第16号資料をごらんください。

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表、第1条関係でございます。右側が改正前で、左側が改正後であります。

まず施設の名称でございますが、改正前のホールの使用については、平日、土曜日及び日曜日、祝日の3区分であったものを統一させていただきました。金額欄では、見直し方針に沿って、一定のルールに従ってそれぞれ算定をさせていただきました。その金額をそれぞれ施設ごとに記載させていただきました。

また、2ページの備考欄でございます。

佐織公民館及び永和地区公民館に関する事項について、内容を統一・整理させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表、第2条関係でございます。内容につきましては、それぞれ施設の名称ごとに表示させていただきました。金額に関しても、それぞれ計算された金額でございます。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表、第3条関係でございます。

初めに、別表第1の愛西市親水公園総合体育館でございます。内容につきましては、それぞれ使用区分ごとの表示とさせていただきます。金額に関しても、それぞれ計算された金額でございます。

次に、5ページの後段から6ページになりますが、別表第2の愛西市立田体育館でございます。これも内容につきましては、それぞれ使用区分ごとの表示とさせていただきます。金額に関しても、それぞれ計算された金額でございます。

次に、6ページの後段から7ページでございますが、別表第3の愛西市佐織体育館でございます。これも内容につきましては、それぞれ使用区分ごとの表示とさせていただきます。金額につきましても、それぞれ計算された金額でございます。

次に8ページをお願いいたします。

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表、第4条関係でございます。内容につきましては、それぞれの名称で表示をさせていただきます。金額に関しても、それぞれ計算された金額でございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正、第5条関係でございます。内容につきましては、それぞれの学校名及び開放施設で表示させていただきました。金額に関しても、それぞれ計算された金額でございますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、本文に戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則の第2項及び第3項の規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第16号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第17号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第22・議案第17号：愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例及び愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

議案第17号：愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例及び愛西市八開農業

管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第17号：愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例及び愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、公共施設使用に係る市民負担の公平性を図ることを目的に、改善センター及び管理センターの使用料等を改めるため、関係条例を改正する必要があるからでございます。

内容につきましては、次ページからの一部を改正する条例及び別添議案第17号資料新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。全体に係る内容については、2部長のほうから御説明をさせていただいたとおりでございます。

それでは、議案第17号資料をごらんください。

愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表の第1条関係でございます。右側が改正前で、左側が改正後であります。金額につきましては、見直し方針に沿って、一定のルールに従ってそれぞれ算定をさせていただきました。

2ページをお願いいたします。

愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表、第2条関係でございます。内容につきましては、先ほどと同様に、金額に関してそれぞれ計算をさせていただいたものでございます。

条例本文に戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則の第2項は経過措置、第3項は準備行為となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第23・議案第18号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第23・議案第18号：市道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○経済建設部長（加藤清和君）

議案第18号：市道路線の廃止について御説明を申し上げます。

議案第18号：市道路線の廃止について。

道路法第10条の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の廃止をするものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、市道路線の再編を行うため、廃止をする必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますので、次ページをごらんください。

稲葉町から大井町までの市道1371号線及び稲葉町から金棒町までの市道1514号線は、水環境

整備事業により、ゲノタ幹線水路の改修にあわせ散策道の整備のため、廃止をお願いするもの  
でございます。

西條町地内の市道2151号線、市道2232号線は、開発に伴い市道路線の再編を行うため、廃止  
をお願いするものでございます。

上東川町から下東川町までの市道7044号線は、開治排水機場の更新工事に伴い、終点道路の  
つけかえにより、廃止をお願いするものでございます。

持中町の市道9116号線、市道9136号線につきましては、清林館高校の移転建設の開発に伴い、  
市道路線の再編を行うため、廃止をお願いするものでございます。

資料といたしまして路線廃止図も添付させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第19号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第24・議案第19号：市道路線の認定についてを議題といたします。

提案説明及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

議案第19号について御説明を申し上げます。

議案第19号：市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとする。本日
提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、市道路線として認定し、公共の用に供するため、必要があるから
でございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

1枚おめぐりいただきまして、落合町から大井町までの市道1371号線及び落合町から金棒町
までの市道1514号線につきましては、水環境整備事業により、ゲノタ幹線水路の改修にあわせ
散策道の整備により、延長が3,770.4メートルから1,749.7メートルの変更でございます。

新たに認定をお願いするものとして、寄附採納により市道認定としてお願いするも
のとして、市道8327号線、9352号線、延長として105.5メートルでございます。

開発に伴う再編路線として、市道2151号線、2232号線の2路線、清林館高校の移転建設の開
発に伴う再編路線として、市道9116号線、9136号線、9354号線、7044号線の4路線ございま
す。

認定漏れ等のため、1582号線、8326号線、8328号線、8329号線、9353号線、9355号線、9356
号線、9357号線、9358号線の9路線でございます。

資料といたしまして路線認定図を添付させていただきましたので、よろしく願います。

○議長（鬼頭勝治君）

ここでお昼の休憩をとります。再開は13時30分といたします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

お昼の休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第20号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第25・議案第20号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（佐藤信男君）

それでは、議案第20号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,567万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ230億9,413万5,000円とするものでございます。

主な内容について御説明いたします。

初めに6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費では、個人番号カード交付等事業及び臨時福祉給付金事業を翌年度へ繰り越すため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入の主な内容について御説明申し上げます。

歳入につきましては、10ページから19ページまで記載させていただいております。各事業の特定財源につきましては、事業費の確定または精査によるもので、分担金及び負担金を初め国・県支出金の補正、財産収入など、それぞれ計上させていただいております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

補正の主な要因といたしまして、第1款第1項第1目の市税では、個人市民税1億2,400万円、同じく第2目法人市民税6,060万円、第2項の固定資産税1億1,227万5,000円、第3項軽自動車税380万円をそれぞれ決算見込みにより計上させていただきました。

続きまして14ページ、15ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金の戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、国の27年度補正に基づくものでありますが、額の確定により、今回計上するものでございます。同じく第2目民生費国庫補助金の社会福祉費補助金につきましても、同じく国の平成27年度補正に基づくものでございます。これも額の確定により、今回計上するものでございます。

続きまして16ページ、17ページをお願いいたします。

下段の15款財産収入で4,614万8,000円、利子の確定により増額補正を計上させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

歳入については以上です。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

歳出についてはそれぞれ担当部長より御説明いたしますが、初めに私から企画部所管の項目について御説明いたします。

24ページ、25ページをお願いいたします。

総務部所管と前後して大変恐縮ですが、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目電子計算費で、事業の精査により減額をお願いしております。

同じく第12目基金費ですが、財政調整基金などへの積み立てと基金の利息等の精査により、積立金9億5,184万7,000円を追加計上させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

続きまして、総務部長より御説明いたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、総務部所管の補正予算の主なものについて御説明を申し上げます。

歳出で、各款に及びます人件費の関係を先に御説明申し上げます。

今回の人件費の補正につきましては、平成27年の人事院勧告によるものが主でございます。

補正予算書の最終ページになります52ページをお開きいただきたいと思います。

まず特別職の給与につきましては、人事院勧告によりまして期末手当の支給月額が0.05カ月分引き上げになったことによる影響で、給与費が17万円、共済費9,000円、合計17万9,000円の増額となっております。議員におきましても同じく、期末手当の支給月額が0.05カ月分引き上げられたことによりまして49万4,000円の増額となっております。

53ページの一般職の総括について説明をいたします。

補正後の職員数ですが、正職員数456人となりまして、昨年12月補正予算時と比較いたしますと2名の減となりました。これは、補正予算編成後の平成27年12月に2名の職員が退職したことによるものでございます。

各款におきまして、給料、職員手当及び共済費で増額が生じております。給料で424万4,000円の増、職員手当で3,223万8,000円の増、そして共済費では364万1,000円の増、合わせまして4,012万3,000円の人件費の増額補正をお願いするものでございます。増額の要因といたしましては、人事院勧告によりまして給料月額について平均0.4%の引き上げ改定をしたこと、地域手当の支給割合を4%から5%に引き上げたこと、勤勉手当の支給月数を一般職で1.5カ月から1.6カ月に、再任用職員で0.7カ月から0.75カ月に引き上げたことが主な要因となります。

なお、今回の人事院勧告に伴う改正内容の詳細及び影響額につきましては、議案第8号の資料2及び資料3で説明をさせていただいたとおりでございます。

また、特別会計におきましても、それぞれの予算書の最終ページに給与費明細書を記載しております。これらの増額も一般会計と同様の要因でありまして、給与費については増額補正をお願いしております。

次に、人件費以外の歳出について説明をさせていただきます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

まず2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の第8節報償費でございます。巡回バス検討委員会の報償費でございますが、実績見込みにより減額をお願いするものでございます。12節役務費、総合賠償補償保険料、13節委託料の行政事務委託料、人事給与システム改修委託料につきましては、額の確定により減額するものでございます。

22、23ページをお願いいたします。

2目秘書費、8節報償費は、当初の見込みより受章者が少なかったことによる減額、11節需用費は、10周年記念式事業終了により減額するものでございます。

次、6目財産管理費、11節需用費では、公用車のガソリン、あるいは本庁舎の光熱水費について、実績を見込みまして減額をしております。13節委託料の庁舎総合管理委託料は、事業費の確定により減額するものでございます。18節備品購入費は、公用車を3台購入した予算の執行残を減額するものでございます。

24、25ページをお願いいたします。

8目支所整備費で、立田庁舎の健全度調査等の事業費の確定により減額するものでございます。

26、27ページをお願いいたします。

2項の徴税費の関係でございます。2目賦課費、13節委託料は、事業費確定により減額をしております。

次に、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、13節委託料で、選挙人名簿調整システムを改正する必要がありまして、選挙システム改修委託料を計上しております。

3目県議会議員一般選挙費は、事業費の確定により減額をしております。

次に、30、31ページをお願いいたします。

7項防災費、1目災害対策総務費でございますが、これも実績見込みによりまして、11節の需用費の額を初めといたしまして13節の委託料、15節の工事請負費、18節の備品購入費につきましては、事業費の確定、精査をいたしまして、それぞれ減額をしております。19節、自主防災組織活動補助金の関係でございますが、防災訓練を各地区で実施した自主防災会に対する補助と、防災備品の購入補助が含まれております。これも、各自主防災会からの申請件数を見込み、減額をしております。

次に、総合支所の関係でございます。立田、八開、佐織庁舎のそれぞれの実績を見込み、また委託業務の締結の執行残について減額をしておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、市民生活部長から説明を申し上げます。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、私のほうからは市民生活部の所管に関するものにつきまして説明をさせていただきます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、3節職員手当等におきましては、個人番号カー

ド交付等の時間外勤務手当としまして200万円の追加をするものでございます。13節委託料におきまして、額の確定に伴い397万4,000円の減額をさせていただきます。19節負担金、補助及び交付金におきましては、地方公共団体情報システム機構からの交付金の追加分としまして1,091万円を追加するものでございます。なお、この交付金の追加分及び6月の補正でお願いしました交付金の一部と職員の時間外手当の一部を合わせた金額1,917万5,000円を、第2表にありますように、翌年度へ繰り越しをするものでございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金におきまして、国の試算により、財政安定化支援事業につきまして国民健康保険特別会計繰出金で5,553万8,000円の追加をするものでございます。

はねていただきまして34ページ、35ページをお願いします。

4目福祉医療費、13節委託料におきまして、システム改修の未執行により443万3,000円の減額、5目後期高齢者医療費、28節繰出金におきまして、システム改修の額確定に伴いまして後期高齢者医療特別会計繰出金164万6,000円を減額させていただきました。

次に、38ページ、39ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費におきまして、13節の委託料で、高齢者インフルエンザ予防接種ワクチン単価の値上げにより、個別予防接種委託料230万円の追加をさせていただきました。

続きまして、3目母子衛生費、13節委託料350万円、6目保健衛生施設費の13節委託料91万7,000円は、ともに委託金額の精査により減額をさせていただきました。

以上、よろしく申し上げます。

次は福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

続きまして私のほうから、福祉部所管の歳出のうち、人件費及び児童福祉関係を除いて説明をさせていただきます。

民生費関係につきましても、今年度の事業の確定、または見込みによりまして減額を行わせていただいております。それ以外で、32、33ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節扶助費の障害者地域生活支援給付金におきまして530万7,000円の減額補正でございます。障害をお持ちの方の福祉サービスの利用見込みが増加してきておりますので、お願いするものでございます。23節償還金、利子及び割引料の281万円は、過年度分の障害者負担金の確定によりまして、国及び県に返還するものでございます。

おめくりいただきまして34、35ページをお願いいたします。

7目臨時福祉給付金費は、この目の中で、まず平成27年度の見込み額としまして、3節職員手当の時間外勤務手当110万円、12節役務費の郵便料90万円、19節負担金、補助及び交付金の臨時福祉給付金1,113万6,000円の合計1,313万6,000円を減額しまして、その次に、先ほど企画

部長が申しあげました繰越明許費にかかわる臨時給付金費分として、19節負担金、補助及び交付金の年金生活者等支援臨時福祉給付金の1億8,000万円と、それに関連する関係経費、事務費等を加えました合計1億9,120万円をお願いし、平成28年度へ繰り越すものでございます。この目といたしましては差し引き1億7,806万4,000円を計上させていただきました。

続きまして、子育て支援プロジェクト担当部長より御説明を申し上げます。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

それでは、福祉部所管のうち、児童福祉関連の内容について御説明をさせていただきます。

児童福祉関連の今回の補正でございますが、いずれも事業費確定、あるいは事業の実績見込みによる減額補正でございます。

それでは、減額の主なものについて御説明をさせていただきます。

36ページ、37ページをよろしく申し上げます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、19節負担金、補助及び交付金におきまして、特別保育事業費等補助金1,400万円の減額補正を計上しております。これは、低年齢児途中入所円滑化事業、障害児円滑化等事業等の事業費確定に伴い、減額をするものでございます。

同じく2目児童措置費、20節扶助費で、事業の実績見込みによりまして児童手当給付費1億2,500万円を減額しております。

続きまして、4目児童館費、19節負担金、補助及び交付金におきまして、児童クラブ事業等運営費補助金600万円を減額しております。これは放課後児童クラブの運営に関しまして、平成27年度から支援の単位ごとに放課後児童支援員2人以上を配置する基準が定められまして、民間児童クラブの職員配置の実情から受け入れをしていただく児童数が減少しましたため、補助金の交付が減少となったものでございます。

8目子育て世帯臨時特例給付金費、19節負担金、補助及び交付金におきまして、事業費の確定に伴い、給付金696万9,000円の減額補正をさせていただいております。

私からは以上でございます。

続きまして、経済建設部長より説明申し上げます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

経済建設部に係ることについて御説明させていただきます。

40ページ、41ページの6款農林水産業費でございますが、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金におきまして農地集積協力金交付事業、新規就農総合支援事業費、畑作振興、生産調整助成金、水田農業経営所得安定対策推進費、交付金は環境保全型農業直接支援対策事業費を、実績精査により減額をさせていただいております。

6款の農林水産業費、1項農業費、5目の農業土木費の13節委託料、15節工事請負費、19節の負担金、補助及び交付金におきまして、県営事業の額の確定によりまして湛水防除事業、地盤沈下対策事業、尾張西南部広域営農団地農道整備事業、特定農業用管水路特別対策事業、補助金につきましては、市内土地改良区の人件費補助、土地改良施設整備事業費の確定により、それぞれ減額をお願いしております。

44ページ、45ページの7款商工費、1項商工費、2目の商工振興費におきまして、19節負担金、補助及び交付金におきましては、実績精査により減額をさせていただいております。

8款の土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、11節の需用費におきまして、実績精査により減額をさせていただいております。

2項の道路橋梁費、1目道路維持費、13節委託料、15節の工事請負費、2目の道路新設改良費の13節委託料、17節の公有財産購入費、22節の補償、補填及び賠償金において、実績精査により減額をさせていただきました。

3目の交通安全対策費の15節工事請負費においては、同じく実績精査により減額をさせていただいております。

続いて46ページ、47ページの3項都市計画費、1目都市計画総務費においては、11節の需用費で減額、13節の委託料、19節負担金、補助及び交付金で実績精査により減額をさせていただいております。以上でございます。

続きまして、消防長から御説明を申し上げます。

#### ○消防長（飯谷修司君）

続きまして、消防本部所管の補正に関するものを御説明させていただきます。

46、47ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、13節委託料におきまして、消防設備保守委託料、庁舎定期清掃委託料、貯水槽清掃委託料、そ族昆虫防除委託料を事業費の確定により減額させていただきました。

次に、2目非常備消防費で、8節の報償費では、消防団員退職報償金で314万3,000円、退職慰労金で29万2,000円が退職者の確定により減額させていただきました。また、14節使用料及び賃借料では、消防施設借地料、自動車借り上げ料が事業費の確定により減額させていただきました。

次に、3目消防施設費で、13節の委託料では、耐震性貯水槽新設工事設計監理委託料で9万7,000円、15節工事請負費、耐震性貯水槽新設工事で21万6,000円、消火栓新設工事で62万1,000円が事業費の確定により減額させていただきました。以上でございます。

続きまして、教育部長から御説明を申し上げます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

続きまして、10款、教育部所管に関するものについて御説明をさせていただきます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

1項教育総務費、1目教育委員会費、8節報償費では、実績見込みにより今後の小・中学校のあり方を協議する小中学校適正規模等検討協議会委員報酬、2目事務局費、13節委託料では、事業費確定によります児童・生徒の保護者へのメール配信のための防災等情報メール配信システム運用委託料、また19節負担金、補助及び交付金では、学校管理下におきます児童・生徒の災害共済給付金の支給に関する日本スポーツ振興センター掛金を、それぞれ減額をお願いしております。

中段へ行きまして、2項小学校費、1目学校管理費、8節報償費では、事業費確定によりまず小学校就学時に実施します健康診断の医師の報償金、また13節委託料では、窓ガラスの清掃委託料を、それぞれ減額をお願いしております。

また、2目教育振興費、11節事業費では、事業費精査によりまず消耗品の減額をお願いしております。

3項中学校費、1目学校管理費、1節報酬では、実績見込みにより校医、薬剤師の報酬、また14節使用料及び賃借料では、事業費確定に伴います自動車借り上げ料を、それぞれ減額をお願いしております。

また、2目教育振興費、20節扶助費では、実績見込みにより、要保護及びそれに準ずる家庭の生徒に対し就学援助をする準要保護生徒就学援助費の減額をお願いしております。

4項社会教育費、2目公民館運営費、11節需用費では、事業費精査によりまず佐織公民館の光熱水費の電気料、そして13節委託料では、公民館事業委託料と清掃委託料の減額をお願いしております。

50ページ、51ページをお願いいたします。

5目文化財費、11節需用費では、事務費精査による印刷製本費、修繕料の減額をお願いしております。

5項保健体育費、2目体育施設運営費、13節委託料では、佐屋プール休止に伴います夏休み学校プール開放事業の額の確定により、体育施設指定管理料の減額をお願いしております。

以上をもちまして平成27年度一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第21号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第26・議案第21号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

議案第21号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,678万4,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ87億9,982万8,000円とし、次に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ113万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億4,067万7,000円とするものであります。

それでは、補正の内容につきまして説明をさせていただきます。

最初に、事業勘定の歳入について御説明をいたします。

お手数ですが、補正予算書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税におきまして、決算見込みの増により4,350万円の追加をさせていただき、2 目退職被保険者等国民健康保険税に10万円を追加させていただきました。

3 款 1 項 1 目療養給付費等交付金、1 節現年度分におきまして、退職被保険者の対象者の減によりまして8,021万5,000円を減額させていただきました。

1 枚はねていただきまして8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金におきまして5,553万8,000円の追加をさせていただきました。内訳としまして、3 節職員給与等繰入金におきまして、職員給与の人員費117万5,000円の追加、国保税システムのプログラム修正等の委託料確定により158万5,000円の減額、差し引き41万円の減額をさせていただきました。5 節財政安定化支援事業繰入金は、国の試算によりまして5,594万8,000円の追加をさせていただきました。

歳出につきまして、はねていただきまして10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費、13 節委託料では、国保税のシステムのプログラム修正委託料のうち、プロジェクト管理料等の減により158万5,000円を減額させていただきました。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、2 目退職被保険者等療養給付費、19 節負担金、補助及び交付金におきまして、退職被保険者の対象者の減によりまして2,796万6,000円を減額させていただきました。

9 款 1 項基金積立金、1 目準備基金積立金、25 節積立金におきましては、財政安定化支援事業等増額分5,516万円を準備基金積立金に追加させていただきました。

続きまして、直営診療施設勘定の補正でございますが、5 枚はねていただきまして6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

歳入では、3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目 1 節利子及び配当金におきまして、実績見込みによりまして診療所運営準備基金利子39万円の追加をお願いするものであります。

6 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金におきまして74万円の追加をさせていただきました。

1 枚はねていただきまして8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

歳出では、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費におきまして、人事異動と人事院勧告に伴う職員給料、職員手当等で74万円の追加をさせていただきました。

4 款基金費、1 項 1 目基金積立金、25 節積立金におきましては、診療所運営準備基金積立金39万円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第27・議案第22号（提案説明）

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第27・議案第22号：平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

議案第22号：平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ164万6,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ7億3,468万2,000円とするものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。

補正予算書9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料におきまして、契約実績の確定により164万6,000円の減額をさせていただきました。

これに伴う歳入としまして、1枚戻って7ページ、8ページをお願いします。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目1節一般会計繰入金におきまして164万6,000円の減額をさせていただきました。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第23号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第28・議案第23号：平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

議案第23号：平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,272万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,741万4,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,442万7,000円とするものでございます。

まず保険事業勘定の歳出から御説明させていただきます。

予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。

介護保険担当職員の人件費の増額補正と事業の確定見込みによりまして減額させていただくものでございますが、そのほかに、14、15ページをお願いいたします。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、25節の積立金でございますが、平成27年度の余剰額を後年度給付費に使用させるために、介護給付費準備基金積立金として1億5,643万7,000円を増額させていただくものでございます。

続きまして、戻っていただきまして恐縮ですが、6ページ、7ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料でございますが、今年度の歳入予定額として2,018万円を増額させていただくものでございます。

それから 8、9 ページをお願いいたします。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金におきましては、介護給付費準備基金の利子分として151万8,000円を増額させていただくものでございます。

おめくりいただきまして10ページ、11ページをお願いいたします。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、平成26年度からの繰越分として1 億1,770万1,000円を増額するものでございます。

そのほかに、介護給付費の見込み額の減額、それから人件費の補正増額によりまして、その財源によります 4 款国庫支出金、5 款支払基金交付金、6 款県支出金、8 款繰入金を補正させていただくものでございます。以上でございます。

それから、サービス事業勘定の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

人件費の補正としまして37万3,000円を増額でございます。

その財源としまして、戻っていただきまして歳入の 6、7 ページ、保険事業勘定の繰入金を充てるものでございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第29・議案第24号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第29・議案第24号：平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（横井一夫君）

それでは、議案第24号：平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,993万8,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ9 億1,891万2,000円とするものでございます。

歳出から御説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1 款事業費、1 項 1 目農業集落排水事業費、11 節の需用費で、消耗品につきまして、実績及び精査により60万円の減額をするものでございます。13 節の委託料で、機能強化設計委託料につきまして、事業確定及び精査により120万4,000円の減額をするものでございます。15 節の工事請負費で、管布設等工事、機能強化工事につきまして、事業精査により合わせて1,646万6,000円の減額をするものでございます。27 節の公課費で、消費税及び地方消費税につきまして、中間納付として不足分の増額をするものでございます。

2 目施設管理費につきましては、いずれも事業確定及び精査により減額をするものでござい

ます。

2項コミュニティ・プラント事業費、2目施設管理費につきましても、いずれも事業確定及び精査により減額をするものでございます。

1枚はねていただきまして12ページ、13ページをお願いいたします。

3款基金積立金、1項1目基金積立金、25節積立金で、農業集落排水事業等基金積立金につきまして、将来の維持管理費及び修繕のための基金として4,737万4,000円を積み増しするものでございます。

これに伴います歳入につきましては、恐れ入ります、戻っていただきまして8ページ、9ページをお願いいたします。

3款県支出金、1項県補助金、1目1節の農業集落排水事業県補助金で、事業確定によりまして1,600万円の減額。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金で、実績見込みによりまして基金預金利子を478万9,000円の増額。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金で、一般会計からの繰入金を23万5,000円の増額。

また、2項基金繰入金、1目1節農業集落排水事業等基金繰入金で、農業集落排水事業等基金から繰入金を8,931万2,000円の減額をするものでございます。

6款繰越金、1項1目繰越金、1節前年度繰越金で、前年度精算に基づきまして増額をするものでございます。

8款市債、1項市債、1目下水道債、1節農業集落排水事業債で、当初予算から事業費の減額によりまして830万円の減額をするものでございます。

この市債の減額につきましては、4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正について、農業集落排水事業で、起債の限度額を4,810万円から830万円の減額をいたしまして3,980万円とすることをあわせて提案させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で御説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第25号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第30・議案第25号：平成27年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（横井一夫君）

議案第25号：平成27年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,869万8,000円を減額し、補正後の総額を歳

入歳出それぞれ14億8,853万2,000円とするものでございます。

歳出から御説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目基金費、25節積立金で、公共下水道事業基金積立金につきまして、将来の維持管理費及び修繕のための基金として6,017万2,000円を積み増しするものでございます。

3款公共下水道建設費、1項公共下水道建設費、1目公共下水道施設建設費で、いずれも事業精査により減額をするものでございます。

これに伴います歳入につきましては、戻っていただきまして8ページ、9ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目1節の社会資本整備総合交付金で、事業確定及び精査により1億6,603万8,000円の減額。

4款県支出金、1項県補助金、1目1節の下水道事業県補助金で、事業確定により33万円の増額。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目1節の利子及び配当金で、実績見込みにより基金預金利子を105万9,000円の増額。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金で、一般会計からの繰入金を43万8,000円の増額をするものでございます。

7款繰越金、1項1目繰越金、1節前年度繰越金で、前年度精算に基づきまして増額をするものでございます。

9款市債、1項市債、1目下水道債、2節公共下水道事業債につきましては、当初予算からの事業費の減額によりまして7,360万円の減額をするものでございます。

この市債の減額につきましては、恐れ入ります、4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正について、公共下水道事業で、起債の限度額を6億4,280万円から7,630万円の減額をいたしまして5億6,920万円とすることをあわせて提案させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で御説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第26号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第31・議案第26号：平成28年度愛西市一般会計予算についてを議題といたします。提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（佐藤信男君）

それでは、議案第26号の提案説明をさせていただく前に、おわびと訂正をさせていただきたいと思っております。過日お送りさせていただきました議案の資料の当初予算の概要書におきまして、一部金額が誤っておりましたので、本日、正誤表をお手元に配付させていただきました。内容

に関しましては、地方消費税交付金に関する計算誤りであります。おわびし、訂正させていただきます。

それでは、議案第26号：平成28年度愛西市一般会計予算について御説明させていただきます。

説明につきましては、御配付させていただいております平成28年度当初予算（案）の概要書に基づきまして順次御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず概要書の3ページ、4ページをお願いいたします。

3ページの上段であります。

平成28年度一般会計の総額につきましては、歳入歳出それぞれ199億4,800万円となり、前年度当初予算額に対しまして6.4%の減となりました。

歳入の主な内容から御説明いたします。

初めに、市税の関係につきまして総務部長より御説明いたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、歳入の市税について私のほうから説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、一般会計予算書の12、13ページをお願いいたします。

市税の関係につきましては、前年度比2.0%増の69億7,610万1,000円を計上いたしました。

税目ごとの概要について説明をさせていただきます。

市民税につきましては、緩やかな経済成長により、個人所得の企業業績の回復を見込みました。

固定資産税につきましては、住宅の新築・増築が好調であること及び前年度の実績を踏まえ計上しております。

軽自動車税につきましては、環境配慮による軽四乗用車の増加並びに前年度の実績を踏まえ、税制改正に伴う重課・軽課分を見込み計上しております。

たばこ税につきましては、税制改正に伴う増収分を見込み計上させていただいております。

以上、よろしく願いをいたします。

続きまして、企画部長から説明を申し上げます。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

それでは、大変申しわけありませんが、再度、概要書のほうへお戻りいただきまして4ページのほうをお願いいたします。

私からは、歳入予算案で市税以外の歳入につきまして主な内容の御説明をさせていただきます。

まず表の2段目の地方譲与税から8段目の地方特例交付金までは、地方財政計画や国の試算に基づき、前年度の実績を勘案し、それぞれ計上させていただきました。

そのうち3段目の利子割交付金につきましては、法人の利子割廃止の影響などにより税収の減が見込まれます。

次の9段目の地方交付税につきましては、国においては平成28年度の地方交付税全体の出口ベースを対前年比0.3%の減とされておりますが、過去の予算額と決算額の差額及び実績を考

慮した上、合併算定がえによる増加分が10%縮減すること等を加味し、対前年比0.9%減の53億5,000万円を計上させていただきました。

続きまして、分担金及び負担金から県支出金までの各事業の特定財源となる歳入につきましては、各算定基準に基づき算出された金額を計上させていただきました。

なお、国庫支出金のうち、消費税率改正に伴う国の施策で臨時福祉給付金等の経費7,312万7,000円を国庫補助金で計上させていただいております。

また、繰入金では対前年比較といたしまして減額しておりますが、理由としまして、統合庁舎整備関係が終了したことによるものであります。

最後に、市債では、臨時財政対策債の8億5,000万円を初め、合併特例債では支所整備事業に1億8,090万円とその他事業を含め、総額で10億4,030万円を計上させていただきました。

また、概要書の9ページのほうをお願いいたします。

各基金費の状況であります。

続きまして、概要書の10ページから14ページの主要施策一覧表であります。これらは担当部局や課などは新年度の体制で表示させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

以上で歳入などの主な内容の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の主な内容について順次説明させていただきます。

最初に、私より企画部所管の主な歳出について御説明させていただきます。

概要書の20ページをお願いいたします。

電子計算一般事業では、各業務で使用している電算システムに関する通信料や機器等の保守及び電算事務委託料、システムの借り上げ料、各負担金で関係費用を計上させていただいております。よろしくをお願いいたします。

続きまして、概要書25ページをお願いいたします。

下段の地方公会計整備事業におきましては、総務省の要請により統一的な基準による財務書類の作成のため、固定資産台帳の整備を行うものであります。

続きまして、概要書32ページをお願いいたします。

コミュニティ施設管理業務では、市江地区コミュニティセンターを28年度より指定管理を導入することにより、増額をさせていただきました。

以上で企画部所管の説明とさせていただきます。

続きまして、総務部長より御説明申し上げます。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、総務部所管の主な事業について御説明を申し上げます。

先ほど企画部長からもございましたが、機構改革によりまして新しい部の所管になるものもございまして、予算計上時の部により説明をさせていただきます。

17ページをお願いいたします。

上段の新制度対応支援業務委託事業でございますが、法の施行に伴い、社会保障・税番号制度導入に伴う安全管理措置と、新行政不服審査法対応の支援業務に必要な各委託料を計上する

ものでございます。

19ページをお願いいたします。

支所整備事業でございますが、支所整備計画により、28年度は佐織庁舎の増築、改築、解体を、立田庁舎の実施設計、八開庁舎の健全度調査を行います。

21ページをお願いいたします。

参議院議員通常選挙でございますが、7月に執行がされます。今回から選挙権が18歳以上となります。

22ページは、各土地改良区の総代会総代選挙の予算を計上しております。

24ページ中段でございますが広報事業でございます。広報紙配布委託料を計上させていただきました。各総代さんに配布をお願いしておりますが、総代さんの自宅までは職員が配達をしておりますが、シルバー人材センターに委託を予定しております。

少し飛びますが、36ページをお願いいたします。

上段の社会資本総合整備計画事後評価事業でございます。社会資本総合整備計画の事後評価をし、事後評価書を作成するため、委託料を計上しております。

その下の津波避難計画策定事業でございますが、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果の津波浸水予想結果をもとに、愛西市の津波に対する基本的な方針・活動を検討し、愛西市津波避難計画を策定する委託料を計上しております。

38ページをお願いいたします。

徴収指導員の関係でございますが、国税徴収実務経験者を置き、困難案件等の滞納処分全般の指導をお願いしたいと思っております。

42ページの下段、佐織公民館東駐車場撤去工事でございますが、こちらは佐織庁舎の職員駐車場として借用していた土地を返還するための原状復旧工事を行います。

総務部につきましては以上でございます。

次に市民生活部長から説明をいたします。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、市民生活部の所管に係ります主なものにつきまして説明させていただきます。

市民課に関する部分でございますが、概要書の39ページをごらんいただきたいと思います。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、一番下段になりますが、通知カード、個人番号カード関連の事務交付金を計上させていただきました。

次に、保険年金課に関する部分でございますが、概要書の65ページをごらんいただきたいと思います。

上段の1項社会福祉費、4目福祉医療費、後期高齢者福祉医療費でございますが、実績等を踏まえまして、前年より減額して計上させていただきました。

中段の5目後期高齢者医療費、後期高齢者健康診査でございますが、実績等を踏まえまして減額して計上しました。

下段の後期高齢者医療広域連合負担金でございますが、広域連合からの被保険者数の伸び率、

1人当たりの医療費の伸び率等を踏まえまして、増額して計上させていただきました。

次に、66ページをお願いします。

上段の2項児童福祉費、6目福祉医療費におきまして、子ども医療費、子ども医療扶助費でございしますが、実績等を踏まえまして減額して計上させていただきました。

次に、環境課に関する部分でございます。

概要書67ページをお願いします。

中段で、1項保健衛生費、4目環境衛生費におきまして、総合斎苑管理事業でございますが、指定管理料及び光熱水費、燃料費の実績を踏まえまして計上させていただきました。

下段では、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金につきまして、実績を踏まえまして、前年より減額して計上させていただきました。

次に、69ページをお願いします。

2項清掃費、1目ごみ処理費におきまして、ごみ収集委託料でございますが、実績等を踏まえまして減額で計上させていただきました。

次に、70ページをお願いします。

資源ごみ回収推進補助金につきましては、将来にわたり安定的な行政サービスを持続させるために事業を見直し、減額して計上させていただきました。

次に、海部地区環境事務組合負担金でございますが、償還額の減少などに伴いまして、負担金を減額して計上させていただきました。

次に、健康推進課に関する部分でございます。

概要書の71ページをお願いします。

上段で、2目予防費におきまして、個別予防接種委託料の高齢者肺炎球菌につきまして、実績を踏まえ増額し、水痘につきましては実績などを踏まえまして減額して計上させていただきました。

下段で、健康教育事業で、新たに野菜摂取の推進を図る目的で啓発及び推進教育を行うため、増額で計上させていただきました。

73ページのがん検診事業でございますが、がん検診受診率の向上のため、クーポン検診対象者のほかに、若い世代のがん発見のため、30歳以上の女性及び40歳以上の男性を対象に受診券を発行し、個人通知を実施いたします。また、申し込み方法では、上の定員枠をふやしまして分散化を図り、スムーズに受け付け業務ができるよう見直しをします。また、集団がん検診等の自己負担額も見直すとともに、乳がん、子宮がん等、若い世代に受診していただくために女性検診日を創設いたしました。

次に、74ページをお願いします。

中段で、成人歯科健診委託料でございますが、委託料の見直しによりまして増額で計上させていただきました。

78ページをお願いします。

6目保健衛生施設費、財産管理事業、佐屋保健センター及び佐織総合福祉センターでござい

ますが、雨漏り等の対応をするために屋上防水・外壁の改修工事設計委託料を計上いたしました。以上でございます。

次は福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

続きまして私のほうから、福祉部所管のうち、児童福祉関連を除いた主なものについて説明させていただきます。

概要書の43ページをお願いいたします。

まず社会福祉課の関係でございます。

上段、平成27年度から開始しております生活困窮者自立支援事業でございます。生活困窮に至る前に自立支援を行うために、相談支援員1名分の報酬と住宅確保給付金を計上させていただきました。

45ページ上段をお願いいたします。

平成29年度からの障害者計画を平成28年度中に策定する必要があるため、300万円を計上させていただきました。

続きまして51ページをお願いいたします。

上段でございますが、平成27年度一般会計補正予算（第4号）の臨時福祉給付金の説明をさせていただきましたが、それとは別に、一定の条件のもと、平成28年度分市民税非課税者1人につき3,000円または3万円を28年の秋から冬にかけてそれぞれ支払うものでございまして、関係事務費と合わせて7,312万7,000円を計上させていただきました。なお、これは全額国費で賄われる予定でございます。

次に、高齢福祉課の関係でございます。

56ページをお願いいたします。下段をごらんいただきたいと思います。

在宅医療連携システム整備事業でございます。これは、在宅の高齢者が疾病を抱えても地域生活が続けられるよう、医療・介護関係者へ端末機（タブレット）を貸し出しまして、ICTによる連携・情報共有を図ることを新たに始める予算を計上させていただきました。

続きまして58ページをお願いいたします。

上段の老人福祉施設保護措置事業として、中段の家族介護用品扶助につきましては、これまでの実績による減額としております。以上でございます。

続きまして、子育て支援プロジェクト担当部長より御説明させていただきます。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

それでは、福祉部所管のうち、児童福祉関連の主な事業について御説明をさせていただきます。

概要書59ページ、上の表の保育所等基本方針検討事業をよろしく申し上げます。保育所等基本方針検討委員会委員報償費といたしまして19万6,000円を計上させていただいております。子供の数が減少傾向にある中、公立保育所は民間との競合を解消しながら、効果的、効率的に施設運営を図る必要があります。公立保育所の今後のあり方につきまして、役割・機能を明確

化するとともに、定員、施設配置の適正化、民間活力等の導入を中・長期的な視点から方向性を検討するために、検討委員会を設置するものでございます。

お隣の60ページの上の表をお願いします。

子ども会活動補助事業でございます。補助金の見直しに伴い、単位子ども会活動費補助金で児童1人当たり800円の補助金を700円に縮減しております。子ども会連絡協議会補助金と合わせ、前年度と比較しまして33万8,000円の減額となっております。

はねていただきまして61ページ上の表、民間教育・保育施設運営補助事業をごらんください。平成27年度と比較しまして927万円の減額となっておりますが、これは保育園の施設の整備に対して市単独の補助金として補助金枠に含まれておりました施設整備費補助金を廃止したためでございます。

同じく61ページ、一番下の表の子育て支援短期施設利用事業をよろしく申し上げます。この事業でございますが、平成27年度から開始した事業でございますが、現在、利用者の実績がないこともございまして、利用ニーズの見直しをした結果、平成27年度予算額と比較して減額しております。

続きまして、お隣の62ページ下の表の民間児童クラブ運営補助事業をよろしく申し上げます。平成27年度と比較しまして851万4,000円の減額となっております。これは、おおむね児童数40名を児童クラブの1単位としまして、1単位には2名以上の指導員等職員配置が義務づけられておまして、受け入れる児童数が減ったことに起因するものでございます。

私からは以上でございます。

続きまして、経済建設部長より御説明申し上げます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

経済建設部関係の主な事業について御説明をさせていただきます。

概要書の81ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費の1目農業委員会費におきまして、会長初め36名の農業委員報酬を計上させていただきました。

83ページの3目農業振興費におきまして、新規就農者への給付として4名分を計上させていただきました。畑作振興として、250アール、3経営体への助成として計上をさせていただきました。

生産調整助成金につきましては、麦・大豆の集団転作として計上させていただいております。環境保全型農業直接支払交付金として、250アールを対象面積として計上させていただいております。

次に、85ページの道の駅事業といたしまして、地元の農産物をアピール・販売促進し、産業振興及び地域の活性化を図る目的として計上をさせていただきました。

次に、86、87、88ページを順次御説明させていただきます。

湛水防除事業、地盤沈下対策事業、特定農業用管水路特別対策事業、緊急農地防災事業の県事業の負担金として計上をさせていただいております。

次に、土地改良区の補助事業といたしまして、土地改良事業の円滑な運営を図るために計上をさせていただきます。

89ページをお願いいたします。

多面的機能支払事業として、農地維持、資源向上に係る30組織、長寿命化に係る22組織分を計上させていただきました。

91ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、2目の商工振興費におきまして、中小企業の経営安定及び地域産業の活性化を図る目的のため、商工会の補助金として人件費の一部と、桜まつりの事業費の一部を計上させていただきます。

92ページをお願いいたします。

観光事業の振興のため、観光協会への補助金として計上をさせていただきました。

次に、93ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費におきまして、地域内の側溝・舗装工事として計上をさせていただきました。

次に、94ページの2目の道路新設改良費におきまして、市道の拡幅及び歩道設置により通行車両、歩行者の安全を図るため、計上させていただきます。

続いて95ページの3目の交通安全対策費として、カラー塗装工事を社会資本整備交付金の活用を含め計上させていただきます。

次に、98ページをお願いいたします。

3項の都市計画費、1目都市計画総務費におきまして、委託料として民間木造住宅の耐震診断60棟分を計上させていただきました。

次に、補助金でございますが、民間木造住宅の耐震改修費として10戸分、住宅内の安全な場所を確保するために、弱者を対象に、耐震シェルター・防災ベッド設置費として3件分計上させていただきます。

次に、99ページ、企業誘致推進のために対策として、工業団地造成事業に伴う必要な調査、工事等として計上をさせていただきました。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、消防長から御説明を申し上げます。

#### ○消防長（飯谷修司君）

それでは、9款消防費の主なものについて御説明させていただきます。

最初に、概要書101ページをお願いいたします。

2目非常備消防費では、事業内容の消防団備品でございますが、消防団現場活動の指揮命令系統を統括するための通信手段の確保のために、携帯型無線機25台と車載型1台を整備するものでございます。

次に飛びまして105ページをお願いいたします。

耐震性貯水槽整備事業でございますが、通常時の火災はもとより、震災時の火災及び生活水

利の確保を目的として、1基を計上させていただきました。

次に、106ページをお願いいたします。

警備課、備品購入でございますが、救急備品で、分署ポンプ車積載用のAED一式を老朽化等の更新計画に基づき計上させていただきました。

消防費の主な事業につきましては以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、教育部長から御説明申し上げます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、教育部所管に係る主なものについて御説明させていただきます。

まず学校教育課の関係でございます。

108ページをごらんいただきたいと思えます。

小中学校適正規模等検討協議会事業といたしまして、平成27年度に引き続きまして、児童・生徒の減少に伴います小・中学校の学校規模及び配置の適正化に関する方策についての基本計画を策定に向けて検討するための委員の報償費を計上いたしました。

次に、111ページをお願いいたします。

上段の小学校トイレ改修事業といたしまして、学校施設の便器洋式化、多目的トイレの設置、バリアフリー等、時代のニーズに対応した施設の整備を進め、学習環境を改善するため、市江小学校、佐屋小学校に係る改修工事の設計委託料を計上いたしました。

次に、120ページをお願いいたします。

中学校の教師用教科書指導書購入事業といたしまして、平成28年度に中学校の教科書が改訂されるのに伴いまして、教師用の教科書及び指導書を購入するための費用を計上させていただきました。

次に、128ページをお願いいたします。

これも27年度に引き続きでございますけれども、社会教育課の関係でございますが、山・鉾・屋台行事のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みについての連絡協議会負担金につきまして、27年度に引き続き計上させていただきました。

下段へ行きまして、これは新規でございますけれども、県下の山車まつりを保護・継承する保存団体や自治体を中心に組織されたあいち山車日本一協議会に参加するため、負担金を計上させていただきました。

次に、135ページをお願いいたします。

図書館の関係でございますが、図書館電算システム保守・賃借事業では、老朽化に伴います図書の貸し出し、返却、予約、検索等を行う図書館システムの更新費用を計上させていただきました。

次に、137ページをよろしくをお願いいたします。

社会教育課の関係でございます。これも27年度に引き続きまして、長良川2020東京五輪事前キャンプ地として、長良川へ国際レガッタコースを誘致するための取り組みについて、誘致委員会の負担金を計上させていただきました。

次に、139ページをお願いいたします。

体育施設指定管理委託事業といたしまして、親水公園総合体育館を初めとするスポーツ施設や学校開放体育施設の指定管理委託料を計上させていただきました。

以上で平成28年度愛西市一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第27号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第32・議案第27号：平成28年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、議案第27号：平成28年度愛西市国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

概要書の143ページをごらんいただきたいと思います。

まず事業勘定でございます。

こちらの予算総額につきましては82億4,304万2,000円で、前年度比98.2%となっております。

歳入につきましては、1款国民健康保険税では、保険税は前年度と同様の税率で計上させていただきましたが、限度額と5割・2割の軽減につきましては今後改正が予定をされております。予算額としましては15億8,833万4,000円で、前年度比95.5%となっております。

歳出につきましては、2款保険給付費では、退職被保険者の減少などを踏まえまして48億2,102万6,000円で、前年度比96.4%となっております。

8款保健事業費では、実績を踏まえ7,327万2,000円で、前年度比87.2%となっております。

続きまして、直営診療施設勘定でございますが、146ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの予算総額につきましては1億3,393万7,000円で、前年度比96%となっております。

理由としましては、歳出におきまして、2款医業費の医療用衛生材料費に係る分の減額が主なものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鬼頭勝治君）

ここで休憩をとります。再開は15時5分といたします。

午後2時52分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

福祉部長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

先ほどの提案説明の中で誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。議案第20号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第4号）の32、33ページの中で、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節扶助費の障害者地域生活支援給付費530万7,000円について、先ほど「減額」と申し上げましたが、「増額」の誤りですので、訂正をよろしくをお願いいたします。申しわけありません。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第28号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第33・議案第28号：平成28年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

続きまして、議案第28号：平成28年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

概要書の149ページをごらんいただきたいと思います。

予算総額につきましては8億87万1,000円で、前年度比109.1%となっております。

歳入につきましては、1款保険料では、平成28年度、29年度の保険料率の改定を踏まえまして、後期高齢者医療広域連合から示されました試算に基づき、6億4,487万9,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、保険料と基盤安定負担金7億9,027万円が予算のほとんどを占めております。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第29号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第34・議案第29号：平成28年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

平成28年度介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

概要書151ページをごらんいただきたいと思います。

保険事業勘定でございます。

歳入歳出それぞれ45億9,878万4,000円でございます。前年度比103.4%となっております。主な内容でございますが、153ページをごらんください。

介護保険給付事業でございます。認定者の増加、介護事業の増加が予想されまして、前年度

から1億9,000万円ほどの伸びとなっております。

157ページ下段をお願いいたします。

包括的支援事業でございます。地域包括支援センターの充実を図るため、佐屋地区の市江・永和小学校区について、新年度から愛厚ホーム佐屋苑へ新たに委託をするものでございます。

158ページをお願いします。

上段、下段、それぞれ地域支援事業でございます。

上段の生活支援体制整備事業は、地域の支援ニーズとサービス提供主体とをコーディネートする生活支援コーディネーターを嘱託員として配置し、生活支援サービス協議体を設置するため、新たな予算をお願いするものでございます。

下段の認知症施策推進事業は、平成27年9月議会で補正予算をお認めいただきまして、同年10月からあま市とともに七宝病院へ委託しております認知症初期集中支援チームの経費を計上させていただきました。

160ページからはサービス事業勘定でございます。

これにつきましては、要支援の認定者に対し、介護予防支援、ケアマネジメントを委託する経費でございますが、実績によりまして減額となっております。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第35・議案第30号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第35・議案第30号：平成28年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（横井一夫君）

それでは、議案第30号：平成28年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について御説明をさせていただきます。

概要書の162ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ10億1,027万円でございます。前年比102.4%となっております。

次に、163ページをお願いいたします。

農業集落排水事業費の関係でございます。

上段の使用料等徴収事務では、新たに地方公営企業法適用業務委託料を計上させていただきました。本市の農業集落排水事業等特別会計及び公共下水道事業特別会計の2つの特別会計を統合し、下水道事業会計として平成31年4月から地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行する予定で、固定資産調査及び評価、法適用に伴う移行事務支援及び公営企業会計システムの構築及び導入支援等を行う業務について3カ年の継続事業として委託するもので、平成28年度分の事業費のうち、農業集落排水事業費分を計上しております。

次に、下段の建設改良事業等では、平成27年度に引き続きまして西保地区の機能強化工事を予定し、真空弁の更新をするものでございます。

次に、164ページをお願いいたします。

施設維持管理では、下段にあります処理施設等修繕工事につきまして、佐屋、立田、八開区域の各施設の電装機器、ブロー、ポンプ等の修繕をするものでございます。

次に、165ページをお願いいたします。

コミュニティ・プラント事業の関係でございます。

上段の使用料等徴収事務では、先ほどの農業集落排水事業費で御説明申し上げましたとおり、平成28年度分の事業費のうち、コミュニティ・プラント事業費分の地方公営企業法適用業務委託料を計上させていただいております。

次に、下段の施設維持管理費の最下段にあります処理施設等修繕工事では、永和台の施設について曝気攪拌装置等の更新をするものでございます。

また、次の166ページ、公債費で、農業集落排水事業債の元金及び利子の償還を計上させていただいております。

以上で御説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第31号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第36・議案第31号：平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（横井一夫君）

それでは、議案第31号：平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について御説明をさせていただきます。

概要書の167ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ18億2,779万円でございまして、前年比109.6%となっております。

168ページをお願いいたします。

一般管理事業で、下水道使用料を上水道使用料とあわせて徴収するため、愛西市水道事業と海部南部水道企業団への徴収事務手数料を計上しております。また、下段にあります浄化槽雨水貯留施設転用費といたしまして10件分を計上しております。

次に、169ページをお願いいたします。

公共下水道施設管理事業でございますが、公共下水道台帳等作成委託料につきまして、下水道台帳データ及びシステム更新業務及び台帳作成に伴う施設調査業務を計上させていただいております。

また、下段の公共下水道施設建設事業でございますが、管路布設工事等に係る委託といたしまして、公共下水道工事に係る事業損失調査、損失算定等と積算資料作成及び施工監理業務の委託料を計上させていただいております。次に、新たに公共下水道事業費分の地方公営企業法適用業務委託料を計上させていただいております。先ほどの平成28年度の愛西市農業集落排水

事業等特別会計予算で御説明を申し上げましたとおり、公営企業会計への移行に係る経費でございます。管路布設等工事につきましては、推進工で1,489メートル、開削工で8,811メートルを予定しております。また、管路布設等工事に伴います支障物件等の移設補償費を計上させていただきます。

次に、170ページをお願いいたします。

日光川下流流域下水道事業でございますが、こちらは県に支払う流域下水道事業の事務費及び建設事業に伴う負担金及び、維持管理費に伴う負担金を計上させていただきます。汚水処理費につきましては1立方メートル当たり116.8円で計上をしております。

下段でございますが、公債費として、下水道事業債の元金及び利子の償還を計上しております。

以上で御説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第37・議案第32号（提案説明）

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第37・議案第32号：平成28年度愛西市水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○上下水道部長（横井一夫君）

それでは、議案第32号：平成28年度愛西市水道事業会計予算について御説明をさせていただきます。

恐れ入ります、こちらにつきましては特別会計・企業会計予算書の189ページをお願いいたします。

第1条、総則といたしまして、平成28年度愛西市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数が1万10戸で、前年比70戸増、年間総給水量301万立方メートルで、前年比9万立方メートルの減、1日平均給水量8,247立方メートルで、前年比246立方メートルの減を見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入で、第1款水道事業収益の予定額は4億9,471万6,000円で前年比3,172万8,000円の増、支出、第1款水道事業費用の予定額は4億9,333万6,000円で前年比768万3,000円の減を計上し、平成28年度は黒字予算を組ませていただいております。

190ページをお願いいたします。

4条、資本的収入及び支出のうち、収入、第1款資本的収入8,187万1,000円で前年比206万3,000円の減、支出、第1款資本的支出2億3,047万2,000円で前年比233万8,000円の増を見込んでおります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を2,000万円と定めるものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費6,486万8,000円を定めております。

第7条では、棚卸資産の購入限度額を260万2,000円と定めるものでございます。本日の提出、市長名でございます。

次の193ページから実施計画書、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書を作成しておりますので、お目通しのほうをよろしくお願いたします。

内容につきましては、申しわけございません、概要書の171ページをお願いいたします。

水道事業は、水道料金を主な収入源とした独立採算制で運営をしております。平成28年度の支出予定総額は7億2,380万8,000円でございます、前年比99.3%となっております。

172ページをお願いいたします。

収益的支出でございますが、主な内容といたしまして、原水及び浄水費の委託料で、新たに基幹施設の佐織西部浄水場及び中部浄水場の配水池の耐震診断費用を計上しております。また、大きな費用といたしまして、受水費で、県営水道購入費がございます。平成28年度の県水承認基本水量につきましては、平成27年度の1日当たり8,900立方メートルから610立方メートルを削減し、8,290立方メートルと減量をしております。

174ページをお願いいたします。

資本的支出でございますが、主なものといたしまして、建設改良費の工事請負費で、公共下水道工事に伴います工事費などを計上しております。また、営業設備費で、定期取りかえのための水量器の払い出し費用を計上しております。

以上で御説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・選挙第1号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第38・選挙第1号：海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（佐藤敏彦君）

それでは、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について御説明いたします。

海部地区環境事務組合議会議員には、現在、山岡幹雄議員、神田康史議員に御活躍をいただいておりますが、任期満了日が平成28年3月31日となっております。そのため、今回選挙をお願いするものでございます。任期は平成30年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第39・議会運営委員会委員の辞任について

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第39・議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

山岡幹雄議員から、会派構成の変更の理由により、議会運営委員会委員の辞任願が提出されましたので、御報告いたします。

山岡幹雄議員の退場を求めます。

[10番・山岡幹雄君 退場]

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

山岡幹雄議員の退場を解きます。

[10番・山岡幹雄君 入場]

山岡幹雄議員にお伝えいたします。

ただいまの議会運営委員会委員の辞任の件につきましては、許可することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第40・議会運営委員会委員の選任について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第40・議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

この件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において選任いたします。

議会運営委員会委員に、八木一議員を選任いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

##### ○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月1日午前10時より再開しますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

午後3時27分 散会

